

↳ 基準期間の課税売上高

Q : 今年度の消費税の改正で基準期間の課税売上高が1,000万円を超えると課税事業者になるそうですが、うちは免税事業者ですからこれまで課税売上高をきちんと計算していません。どうしたらいいのでしょうか？

A : 平成15年10月から12月までの3ヶ月の課税売上高を4倍した金額を課税売上高として納税義務の判定ができるという経過措置が設けられています。

【解説】

これまで消費税の納税義務の判定は、基準期間の課税売上高が3,000万円を超えるかどうかで判定していましたが、今年度の税制改正でこの事業者免税点の3,000万円が1,000万円に引き下げられました。この金額で実際に判定を行うのは、個人事業者の場合は平成17年分から、法人の場合は平成16年4月1日以後に開始する事業年度からとされています。

しかし、ご質問のように、これまで免税事業者であったため課税売上高の計算を行っていなかった場合や帳簿書類の保存がきちんとできておらず基準期間の課税売上高を計算することが困難な場合が想定されます。そこで、次の要件を満たす場合には平成15年10月から12月までの3ヶ月間の課税売上高を4倍した金額を基準期間の課税売上高として納税義務の判定ができることとされました。

- ① 基準期間の初日が平成15年4月1日前であること
- ② 基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があること

